

第3期特定健康診査等実施計画

(平成30年度～35年度)

栃木県市町村職員共済組合

平成30年2月

目 次

第 1	目的	1
第 2	栃木県市町村職員共済組合の現況	2
第 3	第 2 期計画期間における分析・評価	3
1	各年度における特定健康診査の実施率	
2	各年度における特定保健指導の実施率	
第 4	達成目標	5
1	特定健康診査の実績に係る目標	
2	特定保健指導の実施に係る目標	
3	特定健康診査等の実施の成果に係る目標	
第 5	特定健康診査等の対象者数	6
1	特定健康診査	
2	特定保健指導	
第 6	特定健康診査等の実施方法	6
1	実施場所	6
2	実施項目	7
3	実施時期	8
4	契約形態	9
5	受診・利用方法	
6	周知や案内の方法	
7	事業主健診等の健診データの受領方法	
8	特定保健指導実施の目的及び対象者の抽出方法	
9	実施に関する年間のスケジュール及びその他の必要な事項	
第 7	個人情報の保護	8
1	健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等	
2	記録の管理に関するルール	
第 8	特定健康診査等実施計画の公表及び周知	8
第 9	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	8

第1 目的

各保険者は、平成20年度から導入された特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）によって加入者の健康診査結果等のデータを継続的に把握することにより、加入者の経年的な健康状態の把握や特定健康診査等の効果の評価に基づく効果的な取組が可能となった。

当組合においても、組合員及び被扶養者自らが生活習慣改善の必要性を理解したうえで実践につながられるようにするため個別に介入する特定健康診査等は、健康の保持増進や医療費適正化等にとって極めて重要な保険者機能であることから、第2期特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）を策定し、実施率の向上を図ってきた。

しかしながら、組合員の特定健康診査の実施率は、平成28年度時点で約95%と高い状況であるが、被扶養者の受診率は、約56%と組合員と比較して低い状況である。

一方、特定保健指導の実施率は、年々低下しており、組合員・被扶養者とも平成29年度の目標である40%を達成することは困難な状況であることから、実施率の向上そして特定保健指導対象者の減少に努めることが求められている。

このような状況のもと、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第19条に基づき、第3期計画期間となる平成30年度から平成35年度までの6年間の本組合の特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施方法並びにその成果目標に関する基本的事項について定め、事業が適切かつ有効に実施されることを目的として、本計画を策定する。

また、特定健康診査等の実施率が平成29年度実績から公表されることから、同時期に展開される第2期データヘルス計画と連携して、「課題に応じた目標設定と評価結果の見える化」及び特定保健指導対象者（未受診者）に対し受診を促すとともに、組合員が特定保健指導を受診しやすい職場環境の整備等、所属所が積極的に参加（コラボヘルス）する「情報共有型から課題解決型への体制の構築」を行い、効果的な事業の実施を図ることとする。

第2 栃木県市町村職員共済組合の現況

当組合は、県内の市町役場等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の事業を行っている。

平成29年度の所属所数は41で、このうち市町は25、一部事務組合等は16となっている。

組合員（任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は約17,000人で、平成25年度と比べると約500人減少している。平均年齢は41.3歳と平成25年度末と比べ2.5歳、若年化している。

被扶養者（任意継続組合員の被扶養者を含む。以下同じ。）数は約15,300人で、平成25年度と比べると約1,400人減少している。平均年齢は21.7歳と平成25年度末と比べ1.7歳、若年化している。

特定健康診査の実施については、組合員は所属所による事業主健診の実施医療機関又は当組合の契約する人間ドック検査機関で実施している。

被扶養者は各市町が実施する住民健診、集合契約により契約している健診機関又は当組合の契約する人間ドック検査機関で実施している。

集合契約により契約している保健指導機関、当組合の契約する人間ドック検査機関又は外部委託する保健指導機関（一括面接または個別面接）が実施する所属所等により行っている。

第3 第2期計画期間における分析・評価

第3期実施計画作成時期において、平成29年度の集計が平成30年11月に国へ報告する時期まで未確定であるため、平成28年度までの4年間の集計結果について分析・評価を行うものとする。

1 各年度における特定健康診査の実施率

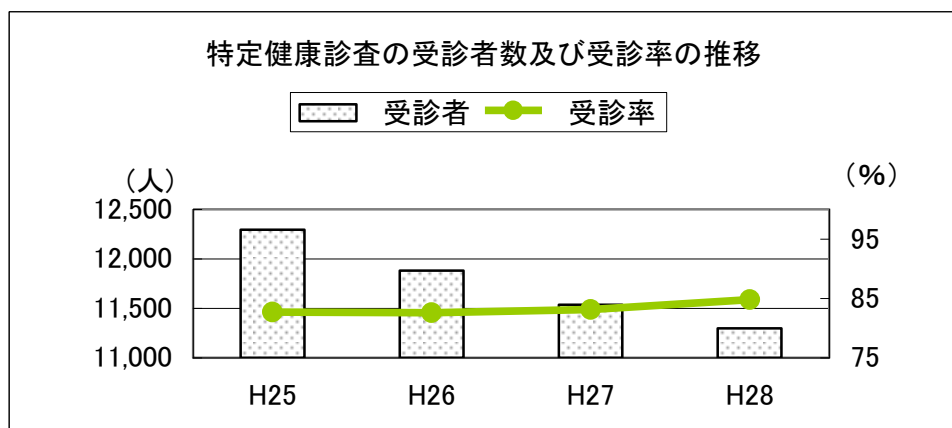
特定健康診査の実施率については、所属所における職員に対する健康診断への取組み及び当組合が実施している人間ドックにより、組合員の実施率は各年度とも約95%と高い状況である。一方、被扶養者等の実施率は年々上がっているものの平成28年度に約56%と伸び悩んでいる状況である。全体の実施率においては、各年度とも80%を超える状況が継続しているものの、平成29年度の目標である90%には届いていない状況である。

被扶養者の実施率が低いのは、組合員の場合と違い特定健康診査の受診を本人の自主制に任せていること及び特定健康診査に対する意識の低さが原因と考えられる。

年度別特定健康診査対象者数及び実施率の推移

区分		年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数 (人)	組合員		10,639	10,395	10,107	9,878
	被扶養者		4,226	3,997	3,773	3,445
	計		14,865	14,392	13,880	13,323
受診者数 (人)	組合員		10,151	9,847	9,596	9,371
	被扶養者		2,142	2,035	1,940	1,927
	計		12,293	11,882	11,536	11,298
実施率 (%)	組合員		95.4	94.7	94.9	94.9
	被扶養者		50.7	50.9	51.4	55.9
	計		82.7	82.6	83.1	84.8

※被扶養者には、任意継続組合員及び任意継続被扶養者を含む。



2 各年度における特定保健指導の実施率

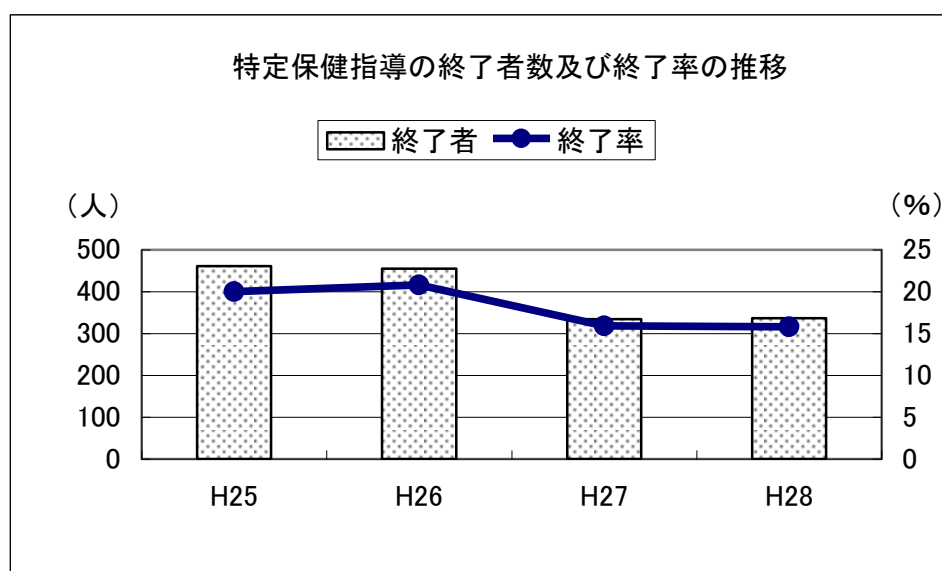
特定保健指導については、集合契約による保健指導機関以外に当組合が個別に委託契約を契約した保健指導機関より実施し実施率の向上を図っているが、実施率は低迷している。目標である平成29年度の目標である40%を達成することは困難な状況である。

実施率が低いのは、特定保健指導の支援期間が6か月間と長期間かかること及び毎年のように同内容の特定保健指導の対象となった場合など、対象者の受診意欲の低下が原因と考えられる。

年度別特定保健指導対象者数及び実施率の推移

区分		年度			
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数 (人)	組合員	2,105	1,990	1,912	1,952
	被扶養者	205	193	191	185
	計	2,310	2,183	2,103	2,137
実施者数 (人)	組合員	423	410	307	316
	被扶養者	38	45	27	21
	計	461	455	334	337
実施率 (%)	組合員	20.1	20.6	16.1	16.2
	被扶養者	18.5	23.3	14.1	11.4
	計	20.0	20.8	15.9	15.8

※被扶養者には、任意継続組合員及び任意継続被扶養者を含む。



第4 達成目標

1 特定健康診査の実績に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を91%にする。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は表のとおりである。

(%)

年度 区分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
組合員	95	96	97	98	98	98	—
被扶養者	56	59	62	65	68	70	—
計	85	86	88	89	90	91	90

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を45%にする。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は表のとおりである。

組合員+被扶養者

(人)

年度 区分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
40歳以上 対象者数	13,056	12,925	12,795	12,666	12,539	12,413	—
特定保健指導 対象者数	2,011	1,952	1,895	1,840	1,786	1,734	—
実施率(%)	20	25	30	35	40	45	45
実施者数	402	488	568	644	714	780	—

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を25%以上とする。

	平成20年度	平成35年度
特定保健指導対象者数	2,312人	1,734人

第5 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査

(人)

区分	年度					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
組合員	9,681	9,584	9,488	9,393	9,299	9,206
被扶養者	3,375	3,341	3,307	3,273	3,240	3,207
対象者数計	13,056	12,925	12,795	12,666	12,539	12,413

2 特定保健指導

組合員+被扶養者

(人)

区分	年度					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	13,056	12,925	12,795	12,666	12,539	12,413
保健指導対象者計	2,011	1,952	1,895	1,840	1,786	1,734
実施率(%)	20	25	30	35	40	45
実施者数	402	488	568	644	714	780

第6 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

①特定健康診査について

組合員は、所属所による事業主健診の実施医療機関又は当組合の契約する人間ドック検査機関で実施する。

被扶養者は、各市町が実施する住民健診、集合契約により契約している健診機関又は当組合の契約する人間ドック検査機関で実施する。

②特定保健指導について

集合契約により契約している保健指導機関、当組合の契約する人間ドック検査機関又は外部委託する保健指導機関（一括面接または個別面接）が実施する所属所等とする。

2 実施項目

実施項目は、厚生労働省が定める「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

① 特定健康診査

特定健康診査の実施にあたっては、所属所による事業主健診の実施医療機関及び当組合の委託する人間ドック検査機関と個別に契約を締結する。

また、地方公務員共済組合協議会及び集合契約の契約代表保険者を通じて特定健康診査の委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

② 特定保健指導

特定保健指導の実施にあたっては、当組合の委託する人間ドック検査機関及び特定健康診査と同様に地方公務員共済組合協議会及び集合契約の契約代表保険者を通じて特定保健指導の委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

また、「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載されている内容に基づきアウトソーシングする。

5 受診・利用方法

① 特定健康診査

特定健康診査については、組合員は所属所による事業主健診の実施医療機関又は当組合の委託する人間ドック検査機関において受診する。

被扶養者については、所属所等を通じ対象者に配付した受診券（セット券）と組合員証等を健診機関に提示し受診する。

② 特定保健指導

特定保健指導については、当組合の委託する人間ドック検査機関及び受診券（セット券）を利用して集合契約により契約している健診機関で特定健康診査を受診した場合、その健診機関において当日の特定保健指導が可能な場合にはその健診機関において受診する。

また、特定健康診査受診当日に特定保健指導の受診ができない場合においては、当組合が後日配付する利用券と組合員証等を保健指導機関に提示し受診する。

6 周知や案内の方法

当組合の広報誌の配付とともにホームページへの掲載により組合員及び被扶養者に周知を図る。

被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっての受診券（セット券）を、特定保健指導対象者に対しては利用券を配付する際に、受診のための案内用パンフレットを添付することによって周知を図る。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

特定健康診査等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

8 特定保健指導実施の目的及び対象者の抽出方法

特定保健指導は、生活習慣病の予防・改善及び健康寿命の延伸をすることを目的に実施することとし、対象者の選定方法は、厚生労働省が定める「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて選定・階層化を行う。

9 実施に関する年間のスケジュール及びその他の必要な事項

特定健康診査等は通年実施することとし、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

第7 個人情報の保護

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

特定健康診査等データを当組合の特定健康診査等システムに管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

当組合は、栃木県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程（平成17年8月10日規程第2号）を遵守する。

当組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当組合のデータ管理者は、保健課長とする。また、データの利用者は当組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第8 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の周知は、共済組合広報誌及びホームページに掲載する。

第9 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年度、特定健康診査等の実施率（結果）について、目標の達成状況の評価を行い、実施方法等について検討を行うこととする。

また、平成33年度には中間評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。